

- ※1 「間接税に対する直接税の比率は、国民の納税義務に対する自覚の程度を概略示すものである」（勧告書P. 7）
- ※2 フランスでは1954（S29）年にVAT（Value Added Tax）導入
- ・レシートに税額の記載なし
  - ・非居住者はパスポート提示によって免除、還付
  - ・その後、西ドイツ、オランダ、スウェーデンに広がる
- ※3 VATの特徴
- ・広く、薄く消費にかけるので痛税感がない
  - ・物だけでなくサービスにもかけることができる（物品税との違い）
- ※4 「税理論の面からも納税義務者ではない、子供や年金生活者からまでむしり取る大型間接税は邪道と見られていた」（P. 17）
- ※5 「直接税は経費の扱いが煩雑で、税理士の儲けにつながりやすいことを水田が嫌ったためだともいう」（P. 23-24）
- ※6 帰国10日後の報告書
- 「直接税の比重はシャープ勧告自体が予想した以上に急激に上昇し、これが所得税に内在する執行上の問題等と相まって国民の税に対する負担感と不満を惹起しているということにも、目をそむけるわけにはいかない。」（P. 25）
- ※7 「現行物品税の課税範囲の拡大についての検討と並行して、消費一般に課税するような一般消費税への移行によって、急激に変化していく国民の消費構造に、より適応した消費課税を実現することの可能性についても検討を進める必要がある。」（P. 31）
- 一般消費税の方式
- ①取引高税のような累積税方式
  - ②小売売上税のような単段階方式
  - ③EC型付加価値税のような前段階税額控除方式 →フランス、ドイツは低い税率での取引高税からスタート
- ※8 「ヨーロッパの場合、所得税の申告は会社が代行している日本と違って個人個人が行っており、稼いだ金からどかんと持っていかれる痛税感が強かった」
- 「日本の場合は源泉徴収制度があるためヨーロッパと事情が逆だったのである。天引きされた給料から来る直接税の痛税感よりも、日々の買物から来る間接税の痛税感、特に主婦のそれがずっと強く表れたわけだ。」（P. 32）
- 【H28/6/8 日経「大機小機」】
- 「消費段階で課税する消費税は「多く消費する人＝金持ち」の推定が働き、意外に公平感がある。欧州で付加価値税が浸透する理由もここにある。しかし直接税の存在感の大きい日本でこの感覚は共有されない。」
- ※9 「所得税及び個人住民税の負担増加を求めることに限界があるとすれば、今後一般的な税負担の増加を求める方策としては、最終的には広く一般的に消費支出に負担を求める新税を導入することを考えざるを得ないと判断される。」（P. 46-47）
- 一般消費税の内容
- ①売上額を課税標準にする
  - ②売上高が一定以下の小規模零細業者は除外する
  - ③基礎的食料品などごく一部を非課税にする
  - ④取引高税か付加価値税かの判断は先送り

※10 S55年度からの一般消費税実現に向けて準備する

→概要

- ①年間売上高2,000万円以下の事業者は除外
- ②非課税取引（輸出、資本移転、金融取引、食料品、社会保険医療、学校教育、社会福祉）
- ③税率は5%の単一税率
- ④年間売上高4,000万円以下の事業者は、納付税額の一部を軽減する限界控除制度を設ける
- ⑤年間売上高4,000万円以下の事業者は、簡易課税方式選択可能

※11 朝日新聞

- ・国税庁 一般消費税で8,000人の大増員
- ・日本鉄道建設公団のカラ出張問題

※12 「したがって財政再建は、一般消費税によらず、まず行政改革による経費の節減、・・・今後、景気の維持、雇用の確保に十分留意しつつ、歳出、歳入にわたり幅広い観点から財政再建策の検討を進めるべきである。」

→竹下登「多くの方はこれで一般消費税がパーになったと思ったのかもしらん。・・・でも税というのは簡単に言うと、所得と消費と資産しかないんだから、未来永劫に消費にかかる税制を否定したら税が成り立たない。そう申し上げたことに、理解がいかない人はかなりおったとおもいますが、ね。」

【H28/6/4 日経】

「延期にはなったが凍結にならずによかった」（財務省の課長クラス）

※13 「減税効果により経済全体が刺激され、国民の総収入のパイ自体が大きくなって、結果的に税収が増えるという見方だ。レーガンはこの理論を「トリクル・ダウン・エフェクト」という言葉を使って説明した。」（P. 65-66）

※14 減税（4兆5000億円）

- ・所得税率引き下げ
- ・住民税率引き下げ
- ・法人税率引き下げ

増税（4兆5000億円）

- ・売上税導入（税率5%以下、免税点1億円未満）
- ・S63年1月から

→非課税項目が徐々に拡大

→年収500万円以下は増税、60歳以上は増税

※15 「中曽根首相は七月の同日選のとき「大型間接税は導入しない」と選挙民に約束した。・・・いっぱい食わされたことを次の選挙まで忘れてしまうほど選挙民の知的水準は低くない」（P. 88）

※16 大蔵省尾崎審議官

「廃案になった後でいろいろな人に会っている時、一つ感じたことがあった。マスコミ、民間人、政治家の多くが、売上税を廃案にして“しまった”という感じを見せたのだ。廃案にしてしまって本当にこれでよかったのかという、一種の後悔のような感じが残っていた」（P. 128-129）

- ※17 ・ 税率3%、64年4月実施
  - ・ 免税点：年間売上高3,000万円以下（H16/4/1～1,000万円）
  - ・ 簡易課税制度：年間売上高5億円以下（H3/10/1～3億円、H9/4/1～2億円、H16/4/1～5,000万円）
  - ・ 限界控除制度：年間売上高6,000万円未満の事業者の税負担軽減

※18 「マスコミの消費税報道は代理戦争の様相を呈した。単純な図式で言えば、一貫して消費税擁護の読売、産経グループに対し、朝日、毎日グループは終始廃止論に傾いていた。一つのテーマをめぐって、新聞各社の論調がこれだけ旗幟鮮明になったのは極めて稀なことだった。」（P. 249-250）

※19 大蔵省・与党修正法案（1兆円の非課税）

- ①生産から卸まで1.5%の軽減税率
- ②小売り段階非課税

橋本蔵相消費税PR全面広告・・・8月全国紙掲載

※20 2月3日の記者会見

- ・ 所得税、住民税で5兆3,000億円の減税
- ・ 消費税を廃止
- ・ 国民福祉税を創設、H9/4/1から実施。

↓

- ①密室で決定
- ②あまりに唐突（深夜の記者会見）
- ③「（7%の根拠を聞かれて）まだ正確に弾いていません。腰だめの数字です」

↓

発表5日後に白紙撤回

※21 ・ 消費税率をH9/4/1から5%に引き上げ

- ・ H7,8年の所得税・住民税減税
  - 恒久減税：3兆5,000億円
  - 定率減税：2兆円
- ・ 限界控除制度は廃止

※22 「将来、消費税率の水準がヨーロッパ諸国並みである二桁税率となった場合には、所得に対する逆進性を緩和する観点から、食料品等に対する軽減税率の採用が検討課題となる。その場合においても、事業者の事務負担をはじめとする社会経済的コスト等に配慮する観点から、その範囲は極力限定する必要がある。」

※23 「軽減税率制度には、他の施策と異なり、日々の生活において幅広い消費者が消費・利活用しているものに係る消費税負担を軽減するとともに、買い物の都度、痛税感の緩和を実感できるとの利点があることから、消費税率が10%に引き上げられる平成29年4月に軽減税率制度を導入することとした。」